

未定稿

新障害者基本計画案(抜粋)

はじめに

我が国では、1982年、「国連障害者の十年」の国内行動計画として、障害者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定され、1992年には、その後継計画として1993年度からおおむね10年間を計画期間とする「障害者対策に関する新長期計画」(以下「新長期計画」。)が策定された。「障害者対策に関する新長期計画」は、その後同年12月に改正された「障害者基本法」により同法に基づく障害者基本計画と位置付けられた。

我が国の障害者施策は、これらの長期計画に沿ってノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもとに着実に推進されてきた。すなわち1995年には、「障害者対策に関する新長期計画」の後期重点施策実施計画として「障害者プラン」が策定され、障害者施策の分野で初めての数値による施策の達成目標が掲げられた。また、いわゆる「ハートビル法」、「交通バリアフリー法」が制定され、建物、交通分野でのバリアフリー化に向けた制度が整備されるとともに、障害者の社会参加を阻む「欠格条項」の見直しが行われた。さらに、2003年には、障害者福祉サービスの利用を従来の措置から利用者の選択による契約に改めるなど、障害者の自己決定に向けた取組みを強化することとされている。

他方、国連においては、1992年、「国連障害者の十年」の終了を受けて、アジア太平洋地域における国連「障害者に関する世界行動計画」をさらに推進するため、ESCAP「アジア太平洋障害者の十年」がスタートした。

この「10年」は2002年5月のESCAP総会において我が国の主唱により、さらに十年延長され、同年10月に滋賀県で開催されたハイレベル政府間会合において、インクルーシブで、バリアフリーかつ権利に基づく社会に向けた行動課題「びわこミレニアムフレームワーク」が採択された。

我が国では、少子高齢化やIT革命の進展など社会経済の大きな変化に直面する中で、21世紀を活力に満ち、国民ひとり一人にとって生きがいのある安心で安全な社会とすることを目指して、経済・財政、社会、行政の各分野において抜本的な構造改革が推進されている。

新しい世紀における我が国の障害者施策は、これまでの国際的な取組みの成果を踏まえ、また我が国の将来のあるべき社会像を視野に入れて策定する必要がある。

この障害者基本計画においては、新長期計画における「リハビリテーション」、「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、2003年度から2012年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めるものである。

I 基本的な方針

(考え方)

21世紀に我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に個性を尊重し支えあう共生社会とする必要がある。

共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する。

他方、障害者の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに障害者の能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが求められる。

人権が尊重され能力が発揮できる社会の実現を図ることは、少子高齢化の進展する我が国において、将来の活力を維持向上させる上でも重要である。

国民誰もが同等に参加、参画できる共生社会は、政府だけでなく事業者、NPO等市民団体、ボランティア団体等すべての社会構成員がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことによりはじめて実現できるものであり、国民ひとり一人の理解と協力を促進し、社会全体としてその具体化を着実に推進していくことが重要である。

この基本計画では、以上のような考え方に立って、政府が関係者の理解と協力の下に、2003年度から2012年度迄の10年間に取り組むべき障害者施策の基本的方向を定めるものとする。

(横断的視点)

1 社会のバリアフリー化の推進

障害の有無にかかわらず、国民誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、建物、移動、情報、制度・慣行、心理・態度といったソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を強力に推進する。

障害の有無にかかわらず、すべての人にとって生活しやすいバリアフリーなまちづくりを推進する。

社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、企業・市民団体等の取組みを積極的に支援する。

2 利用者本位の支援

地域での自立した生活を支援することを基本に、障害者ひとり一人のニーズに対応してライフサイクルの全段階を通じ総合的且つ適切な支援を実施する。

利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用できる相談、利用援助などの体制づくりを推進する。

利用者のニーズに沿った多様且つ十分なサービスを確保するため、民間企業等の積極的活用も含め、供給主体の拡充を図る。

また、地域の実情に即した適切なサービス体制を構築するため、ボランティア、NPO等市民団体との連携・協力を推進する。

3 障害の特性を踏まえた施策の展開

個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な施策を推進する。

また、現在障害者施策の対象となっていない障害等に対しても必要性を踏まえ適切に対応する。

WHO（世界保健機関）で採択されたICF（国際生活機能分類）については、障害の理解や適切な施策推進等の観点から活用する方策を検討する。

4 総合的かつ効果的な施策の推進

(1) 行政機関相互の緊密な連携

国及び地方公共団体における教育、福祉、医療、雇用・就労等関係行政機関相互の緊密な連携を確保する。

(2) 広域的かつ計画的観点からの施策の推進

地域間、障害種別によりサービス水準の格差が生じないように計画的・総合的に施策を推進するほか、適切な圏域設定のもとで効果的な相談支援、サービス提供体制の整備を図る。

また、地域における効果的且つ効率的な施策推進の観点から、高齢者、児童等に関する他の計画との整合性に留意する。

(3) 施策体系の見直しの検討

障害者福祉施設サービスの再構築等適宜必要な施策事業の見直しを行う。

また、個々の障害者に適切なサービスを提供する観点から、高齢者等他の関連制度との連携のあり方について検討する。

II 重点的に取り組むべき課題

1 活動し参加する力の向上

(1) 疾病、事故等の予防・防止と治療・リハビリテーション

障害の原因となる疾病等の予防、早期発見・治療や交通・労災事故等の防止対策を推進する。

障害の重度化を予防し、その軽減を図るため、障害の早期発見及び障害に対する医療・医学的リハビリテーションの提供を推進する。

障害の原因となる疾病等の予防・治療、障害の軽減等に関する研究開発を推進する。

(2) 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の促進

障害者ひとり一人の多様なニーズに適合する各種福祉用具や機器等の研究開発を推進するとともに、国際標準によるガイドラインの策定等により障害の有無にかかわらず誰もが利用しやすい製品、サービスの普及を促進する。

(3) IT革命への対応

急速に進展する高度情報通信社会において障害者の社会参加を一層推進するため、デジタル・ディバイドによる情報格差の解消のための取組みを推進する。

特に、ITの利用・活用が障害者の働く能力を引き出し経済的自立を促す効果は大きいことから、その積極的な活用を図る。

また、障害者が地域で安全に安心して生活できるよう、ITの活用による地域のネットワークを構築する。

2 活動し参加する基盤の整備

(1) 自立生活のための地域基盤の整備

障害のある人が地域において自立して安心して生活できることを基本にその基盤となる住宅、交通、公共施設等の基盤整備を一層推進するとともに障害者の日常生活の支援体制を充実する。

支援体制は、障害者本人、ボランティア、地域住民の参加のもとに関係機関の緊密な協力により構築する。

また、障害者の自立に重要な役割を担う家族に対する支援策の充実を図り、家庭における障害者の自立への取組みを支援する。

(2) 経済自立基盤の強化

地域での自立した生活を可能とするためには、経済的な基盤の確立が不可欠であり、雇用・就労、年金、手当等により、経済的に自立した生活を総合的に支援する。

このため、IT等の活用や企業との連携による職業能力開発を強化するとともに、福祉、医療、教育等関係分野の連携による支援体制を構築することにより、障害者の働く力の向上を図る。

3 精神障害者施策の総合的取組み

精神障害者に係る保健・医療、福祉等関連施策の総合的且つ計画的な取組みを促進する。

入院医療主体から、地域における保健・医療・福祉を中心とした施策を推進し、退院・社会復帰を可能とするためのサービス基盤の整備を目指す。

4 アジア太平洋地域における域内協力の強化

「アジア太平洋障害者の十年」の次の10年の行動課題である「びわこミレニアムフレームワーク」の推進に積極的に貢献するとともに、技術協力や障害者団体の交流等を通じアジア太平洋地域の各国・地域との協力関係の強化に努める。

2 生活支援

(1) 基本方針

利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努め、すべての障害者に対して「豊かな地域生活の実現」に向けた体制を確立する。

(2) 施策の基本的方向

① 利用者本位の生活支援体制の整備

ア 身近な相談支援体制の構築

身近な相談・支援体制を構築するため、各種の生活支援事業を中心として、ケアマネジメント実施体制の整備やケアマネジメント従事者の養成を図る。なお、これらの相談窓口は、障害種別にこだわらず総合的に運営を図る。

利用者によるサービス選択に資するため、福祉サービスについて情報提供の促進を図る。特に、都道府県レベルにおいて、各サービス提供事業者の情報のデータベース化とこれにアクセスするためのネットワーク体制の構築を図る。

家族と暮らす障害者について、その家庭や家族を支援することとし、特に、障害児の健全な発達を支援する観点から、家族に対し、療育方法などの情報提供やカウンセリング等の支援を行う。

障害者相談員が地域で生活する障害者の多様なニーズに身近で対応できるようにするため、相談員の養成・研修を行うとともに、相談員相互のネットワーク化などを図り、その活用を推進する。また24時間体制の電話相談などを普及させるとともに、インターネットを利用した相談体制の実施も検討していく。

難病患者及びその家族の療養上又は生活上の悩み、不安等の解消を図るため、難病に関する専門的な相談支援体制を整備する。

児童相談所、更生相談所、保健所などの公的相談機関と、市町村

障害者生活支援事業、障害児（者）地域療育等支援事業、精神障害者地域生活支援センターなどの事業について、都道府県、障害保健福祉圏域及び市町村の各レベルでのネットワーク化を図り、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築する。

イ 権利擁護の推進

障害者の財産権や人権に関する実態を踏まえ、判断能力が不十分な者に対応する地域福祉権利擁護事業、成年後見制度など障害者の権利擁護に関する事業及び財産管理を支援するシステムについて、利用の促進を図る。

障害者の権利侵害などに対応するため、福祉制度や福祉サービスに係る権利擁護システムを地域において導入していくことを促進する。また、当事者などにより実施される権利擁護のための取組を支援することを検討する。

ウ 障害者団体や本人活動の支援

知的障害者や精神障害者本人の意見が適切に示され、検討されるよう支援を強化する。特に、様々なレベルの行政施策に当事者の意見が十分反映されるようにするため、当事者による会議、当事者による政策決定プロセスへの関与等を支援することを検討する。

ボランティアを育成し、障害者のニーズに応じて派遣されるための体制の整備を検討する。また、障害者自身がボランティアとして活動できるよう支援することについても検討する。

② 在宅サービス等の充実

ア 在宅サービスの充実

ホームヘルプサービス等の在宅サービスを障害者がニーズに応じて利用できるよう、その量的・質的充実に努める。このためには、在宅サービス事業者の育成も重要であり、既存事業者の活用や、新規事業者が参入しやすいような仕組みの構築が重要である。

ホームヘルプサービスについては、障害特性を理解したホームへ

ルパーの養成及び研修を行う。

豊かな地域生活のためには、日中の活動の場としてのデイサービスを身近な地域で利用できることが重要であり、デイサービスセンターに加え、学校の空き教室等を利用して、その充実を図っていく。また、重症心身障害児（者）通園事業については、充実を図る。

イ 住居の確保

障害者の地域での居住の場であるグループホーム及び福祉ホームについて、重度障害者などのニーズに応じて利用できるよう量的・質的充実を努める。

ウ 自立及び社会参加の促進

地域での自立生活を支援するため、情報提供、訓練プログラムの作成、当事者による相談活動などの推進を図っていく。特に、当事者による相談活動は、障害者同士が行う援助として有効かつ重要な手段であることから、さらなる拡充を図る。

障害者が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに、その生活の質的向上が図られるよう、生活訓練、コミュニケーション手段の確保、移動支援といった社会参加促進のためのサービスを充実していく。

障害者の社会参加を一層推進するため、身体障害者補助犬の利用を促進する。

エ 精神障害者施策の充実

精神障害者ができる限り地域で生活できるようにするため、居宅生活支援事業の普及を図るとともに、ケアマネジメントの手法の活用の推進を検討する。特に、条件が整えば退院可能とされる者の退院・社会復帰を目指すため、必要なサービスを整備する。

精神障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図る。当事者による相談活動に取り組む市町村への支援を検討する。

オ 各種障害への対応

盲ろうなどの重度・重複障害者、高次脳機能障害者、強度行動障害者等への対応の在り方を検討する。また、難病患者及びその家族に対し、地域における難病患者等支援対策の充実を図る。さらに、自閉症の特性を踏まえた支援の在り方について検討するとともに、自閉症・発達障害支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実に努める。

カ 経済的自立の支援

ノーマライゼーションの理念を実現し、障害者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就労に関する施策を進めるとともに、年金や手当等の給付により、地域での自立した生活を総合的に支援する。

障害年金など個人の財産については、障害者が成年後見制度などを利用して適切に管理できるよう支援する。

③ 施設サービスの再構築

ア 施設等から地域生活への移行の推進

障害者本人の意向を尊重し、入所（院）者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活を念頭に置いた社会生活技能を高めるための援助技術の確立などを検討する。

「障害者は施設」という認識を改めるため、保護者、関係者及び市民の理解を促進する。

授産施設などにおける活動から一般就労への移行を推進するため、施設外授産の活用やジョブコーチ事業の利用を推進していく。

イ 施設のあり方の見直し

施設体系について、施設機能のあり方を踏まえた上で検討する。

入所施設は、地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する。

障害者が身近なところで施設を利用できるよう、小規模通所授産施設などの通所施設や分場の整備を図るとともに、障害種別を越えて相互利用を進める。

障害者施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源と位置づけ、その活用を図る。

障害の重度・重複化、高齢化に対応する専門的ケア方法の確立について検討する。また、高次脳機能障害、強度行動障害などへの対応の在り方を検討する。

入所者の生活の質の向上を図る観点から、施設の一層の小規模化・個室化を図る。

④ スポーツ、文化芸術活動の振興

障害者自身が多様なスポーツ、文化芸術に親しみやすい環境を整備するという観点から、障害者の利用しやすい施設・設備の整備の促進及び指導員等の確保を図る。

また、文化芸術活動の公演・展示等において、字幕や音声ガイドによる案内サービス、利用料や入館料の軽減などのさまざまな工夫や配慮等を促進する。

全国障害者スポーツ大会や障害者芸術・文化祭の充実に努めるとともに、民間団体等が行う各種のスポーツ関連行事や文化・芸術関連行事を積極的に支援する。

(財)日本障害者スポーツ協会を中心として障害者スポーツの振興を進める。特に、身体障害者や知的障害者に比べて普及が遅れている精神障害者のスポーツについて、振興に取り組む。

⑤ 福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援

福祉用具に関する情報の提供や相談窓口の整備を推進していく。特に、専門的な相談に対応していくため、情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築を図る。

福祉用具の相談等に従事する専門職員の資質向上のため、研修の充実に努める。

国立身体障害者リハビリテーションセンター、NEDOにおける福祉用具開発のための先進的研究を推進するとともに、研究機関、大学、企業等の連携により、福祉用具の開発等を進める。また、研究成果の普及を図るために、積極的に標準化を進めるとともに、国際規格提案を行う。

⑥ サービスの質の向上

質の高いサービスを確保する観点から、「障害者・児施設サービスの共通評価基準」などを活用し、自己評価をさらに進めるとともに、第三者評価機関などによる客観的なサービス評価の実施も検討する。

サービスに関する苦情に対応するため、自治体や事業者が設けている苦情解決体制の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援する。

⑦ 専門職種の養成・確保

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士など社会福祉の専門的相談・支援、ケアなどに従事する者の養成を行う。また、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士などリハビリテーションに従事する者、ホームヘルパーなどの質的・量的充実に努める。

障害に係る専門的な研究を行うとともに障害保健福祉に従事する職員を養成・研修するため、国立専門機関等をさらに積極的に活用していく。